

大山町住環境整備支援助成事業のご案内

大山町では、町民の住環境整備を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により需要低迷の影響を受けた消費経済需要を喚起することを目的に、住環境整備支援助成事業を行っています。

【事業概要】

町民が町内事業者により住宅の修繕等を行った場合、修繕経費（消費税を除く）の15%（1万円未満切捨）相当額の大山町商工会発行の共通お買物券を交付。（お買物券は商工会で交付します。）

助成上限額：20万円分

*少額又は複数の工事をまとめて申請することができますが、申請は1世帯1回限りです。

*助成は予算に達し次第、終了します。

*お買物券は商工会登録の加盟店で使用できます。お買物券、加盟店の詳細は商工会へお問合せください。

大山町商工会 ☎0859-54-2065 ホームページ <https://daisen.tori-skr.jp/>

【助成要件】

令和3年8月1日以降に請負契約を締結した修繕等で、令和4年1月31日までに完了し、支払いを令和4年2月28日までに終えること。

【対象経費】

下記住環境整備に要する経費（設計費用・設計施工管理費用・諸経費含）

ア. 家屋（敷地内の付属屋含）の修繕・補修または増築に伴う工事

イ. 室内の老朽化に伴う工事、畳表替え、網戸・ふすま等の張替え等の模様替え修繕作業

ウ. 敷地内の舗装工事

エ. 上下水道への接続工事

オ. 庭木の剪定・除草作業（環境衛生整備）等

カ. 住宅を囲む塀・フェンス等の修繕工事及び外溝工事

***ただし、以下のものは対象経費としません。**

1. 見積及び相談に係る費用や契約に必要な印紙代

2. 家屋改修に伴う増減築後の家屋に係る所有権登記費用

3. エアコン等家電製品の購入費用やソーラーパネル等の再生可能エネルギー関連設備の購入費及び設置・撤去等の費用

4. 家財道具の処分費等

5. 介護保険制度等の公的給付の自己負担額、他の補助制度による助成を受けている費用

【申請期限及び申請先】

申請期限：令和4年3月4日（金）

申請先：企画課

詳しくは、大山町ホームページ内・「住環境整備への助成を行います」<https://www.daisen.jp/1/10/2/n121/>をご覧ください。企画課までお問合せください。

☎ 企画課 ☎0859-54-5202 ✉ kikaku@town.daisen.lg.jp